# Weekly Report

第 788 号 令和7年3月17日

# 今月から取扱開始となった新たな保証制度

中小企業の新たな保証制度として、「協調支援型特別保証」と「経営改善サポート保証(経営改善・ 再生支援強化型)」が今月14日から開始されました。

#### ◆協調支援型特別保証制度について

「協調支援型特別保証」は、金融機関と保証協会の協調支援による融資などにより経営課題解決の取組を後押しする制度です(令和10年3月末まで)。
②要件……①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12ヵ月以上)のプロパー融資を受ける方、又は②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方、のいずれかに該当する場合が対象です。
②保証限度額・期間……保証限度額は2.8億円、保証期間は10年以内です。

◎保証料率……0.45%~1.90%ですが、令和8年3月末までの申込分は1/2相当、9年3月末までは1/3相当、10年3月末までは1/4相当を国が補助します(要件②の方は申込日を問わず1/4相当)。

#### ◆経営改善サポート保証制度について

経営改善サポート保証の「経営改善・再生支援強化型」は今月末で終了する「感染症対応型」の後継制度として、経営改善・事業再生を実行するための資金を支援する制度です(令和8年3月末まで)。 <u>◎要件</u>……中小企業活性化協議会や経営サポート会議などの支援により作成した再生計画等に従って事業再生を行う場合が対象となります。

- <u>◎保証限度額・期間</u>……保証限度額は2.8億円、保証期間は15年以内です。
- ◎保証料率……国の補助により0.3%です。

## 経営強化税制に係る経営力向上計画の申請

中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化 法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の 設備を取得等した場合に即時償却又は取得価額の 10%(資本金3千万円超の場合は7%)の税額控 除が選択適用できる制度です。

令和7年度税制改正により、適用期限を2年延長(令和9年3月末まで)した上で本年4月から生産性向上設備(A類型)及び収益力強化設備(B類型)の指標の見直しや、デジタル化設備(C類型)の廃止などが行われますが、今月末までに経営力向上計画を申請(工業会証明書又は経産局確認書の申請も必要)した場合は計画の認定が4月以後でも現行措置の対象となります。

## 資産運用等で役立つ簡単な法則

NISAやiDeCoなどで資産運用を行う方が増えていますが、資産運用で役立つ法則に「72の法則」や「126の法則」などがあります。

「72の法則」は一括投資した商品を複利で運用した場合に元本が2倍になる期間又は利回りがわかる法則で「運用期間(年)×利回り(%)=72」を基に計算します。例えば、運用期間が20年の場合に必要な利回りは3.6%(72÷20)です。また、積立投資で複利運用の場合は「126の法則(運用期間×利回り=126)」で簡単に計算できます。